本号で公布された法令のあらまし

◇**駐車場法施行令の一部を改正する政令**（政令第四三号）（国土交通省）

１　近年における社会経済情勢の変化に対応し、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途として共同住宅を追加することとした。（第一八条関係）

２　この政令は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇**令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令**（政令第四四号）（内閣府本府）

１　令和六年六月八日から七月三〇日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和八年三月一〇日まで延長することとした。

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**電気事業法施行令の一部を改正する政令**（政令第四五号）（経済産業省）

１　広域的運営推進機関の借入金及び広域的運営推進機関債の発行の限度額を引き上げることとした。（第四条関係）

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

駐車場法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十三号

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第二十条第一項後段」を「第二十条第一項」に、「キヤバレー、カフエー」を「キャバレー、カフェー」に、「及び工場」を「、工場及び共同住宅」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌

内閣総理大臣　石破　茂

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十四号

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、本則に次の一条を加える。

（災害関係保証に係る期限の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、令和八年三月十日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

財務大臣　加藤　勝信

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月七日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十五号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の五十五第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一兆千八百三十億円」を「一兆七千四百七十億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　武藤　容治

内閣総理大臣　石破　茂

最高裁規則

○最高裁判所規則第六号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月七日

最高裁判所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。 最高裁判所事務総局経理局長 高等裁判所事務局長	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。 最高裁判所事務総局経理局長 高等裁判所事務局長